



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年4月17日金曜日 第703号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 落札者等の告示（3件）……………（行政経営課、スマート行政推進課）… 233
- 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例による研修の指定……………（循環型社会推進課）… 234
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧……………（農地整備課）… 234
- 保安林予定森林……………（森林整備課）… 234
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知……………（ ）… 234
- 保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示……………（ ）… 235
- 港湾施設の概要……………（港湾海岸課）… 235
- 落札者等の告示……………（会計課）… 235
- 道路の区域変更（県道砥部伊予松山線外）……………（中予地方局管理課）… 235
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 236
- 包括外部監査契約の締結……………（監査事務局）… 236

公 告

- 刑事手続IT化機器の借入れ……………（警察本部会計課）… 236

正 誤

- 令和8年4月1日付け第698号外2愛媛県訓令第5号（愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令）中……………（人事課）… 237
- 令和8年4月1日付け第698号外2愛媛県訓令第8号（組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）中……………（ ）… 237
- 令和8年4月7日付け第700号愛媛県告示第298号（県営土地改良事業の事業計画書の縦覧）中……………（農地整備課）… 237

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第324号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
建設事業総合管理システム運用保守業務	愛媛県総務部総務管理局行政経営課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年4月1日	富士通Japan株式会社西日本公共ビジネス統括部（愛媛）シニアディレクター 湯川 洋祐 愛媛県松山市永代町13番地	83,422,240円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第325号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
入札参加資格審査申請システム運用保守業務	愛媛県総務部総務管理局行政経営課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年4月1日	富士通Japan株式会社西日本公共ビジネス統括部（愛媛）シニアディレクター 湯川 洋祐 愛媛県松山市永代町13番地	56,959,320円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第326号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務一式	愛媛県企画振興部 デジタル戦略局 スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年3月26日	フェイス・ソリューション・テクノロジー株式会社 松山支店 松山市南江戸二丁目9番17号 せとかんビル3F	59,752,000円	一般競争入札	令和8年2月13日

○愛媛県告示第327号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽管理士の資質の向上のための研修を指定した。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 研修の名称
愛媛県浄化槽管理士研修
- 2 主催者
松山市辻町2番31号
公益社団法人愛媛県浄化槽協会
- 3 研修の開催日及び場所

開催日	場所
令和8年6月12日（金）	宇和島市住吉町一丁目6番16号 宇和島市総合福祉センター
令和8年8月5日（水）	今治市東門町五丁目14番3号 テクスポーツ今治
令和8年11月12日（木）	松山市湊町七丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター

○愛媛県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、今治市桜井、桜井二丁目、桜井三丁目、郷桜井一丁目、郷桜井二丁目、長沢、旦、登畑、宮ヶ崎、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、桜井団地二丁目、朝倉下、朝倉南、朝倉北、古谷、山口及び朝倉上地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・頓田川沿岸地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年4月20日から5月21日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所本庁、同朝倉支所及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第329号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第

249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市孫兵衛作字横谷乙34の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横谷乙34の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第330号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町東川2720、3060、3794、3799
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第331号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和8年3月農林水産省告示第225号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 松山市立岩米之野乙248の1 and owners like 株田キミ子.

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第332号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、宇和島港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 種類, 位置, 数量及び能力. Rows include 道路 (宇和島市住吉町1071番17) and 橋梁 (宇和島市住吉町1071番16).

○愛媛県告示第333号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日.

○愛媛県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員, 延長, 備考. Rows include 県道 (砥部伊予松山線) and 〃 (皿ヶ嶺公園滑川線).

○愛媛県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年4月17日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
8中局建（開）第1号 令和8年4月8日	伊予郡砥部町高尾田296番	松山市来住町1165番地8 矢野 百合枝

○愛媛県告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
近藤 壮
松山市北持田町82番地
- 2 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
 - (1) 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
 - (2) 費用の支払方法
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
刑事手続IT化機器の借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
刑事手続IT化機器 一式
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
令和8年12月1日から令和13年11月30日までの間
 - (5) 納入場所
仕様書による。
 - (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和8・9・10年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部会計課調度係
〒790-8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934-0110 内線 (2231)
 - (2) 入札書の受領期限
令和8年6月16日（火）午後2時00分
 - (3) 入札説明書の交付方法
ア 交付場所
(1)に掲げる場所で交付する。
イ 交付時期
公告の日から令和8年5月18日（月）午後5時15分まで
 - (4) 開札の日時及び場所
令和8年6月16日（火）午後2時00分
愛媛県警察本部 2階 聴聞室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Criminal procedure IT equipment, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 16, June, 2026
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration

Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110

正 誤

○正 誤

令和8年4月1日付け第698号外2愛媛県訓令第5号（愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令）中

ページ	箇所	誤	正
22	改正前の欄 地域政策課の表 5の部5の項(2)決裁区分欄	○	○

○正 誤

令和8年4月1日付け第698号外2愛媛県訓令第8号（組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）中

ページ	箇所	誤	正
66	改正後の欄及び改正前の欄 環境保全課の表 3の部1の項	(4)~(19) 省略	(4)~(15) 省略
79	第26条 愛媛県産業人材対策班規程の一部改正 改正前及び改正後の欄	1・2 省略	1・2 省略
79	第27条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正 改正前の欄	第3条 戦略本部は、本部長、最高デジタル責任者、最高情報セキュリティ責任者____、副本部長、____ 最高デジタル責任者補佐官____ ____をもって組織する。	第3条 戦略本部は、本部長、最高デジタル責任者、最高情報セキュリティ責任者____、副本部長、 本部長及び 最高デジタル責任者補佐官____ ____をもって組織する。

○正 誤

令和8年4月7日付け第700号愛媛県告示第298号（県営土地改良事業の事業計画書の縦覧）中

ページ	箇所	誤	正
216	上から2行目	松山市庄原地域	松山市荏原地域